

令和3年(2021年)5月8日

各関係団体・事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道

「北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第52回本部会議」に
おける決定事項について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

5月7日、国において、本道をまん延防止等重点措置を実施すべき区域としました。道では、このたびの決定を受け、札幌市を対象に、緊急事態宣言と同等の強い措置を実施するとともに、これを踏まえた全道における感染拡大防止の取組を進めることとしました。

つきましては、貴団体・事業者の皆様におかれましても、「札幌市医療非常事態宣言」が発令されたこと等に鑑み、できる限り札幌市内の外出自粛、札幌市との往来自粛の徹底はもとより、札幌市内においては、時差出勤、テレワークの一層の徹底、飲食店での営業時間の短縮、イベントの人数制限の遵守など、この度の決定内容について、御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。また、マスクの着用や手洗い、手指の消毒などの基本的な感染防止行動の徹底や感染リスクが高いとされる飲食の場面における感染防止対策の実践などにつきましても、改めて、積極的に取り組まれるよう、よろしく申し上げます。

なお、要請・協力をお願いしたい期間につきましては、内容によって異なりますので、別添の資料4をご参照いただき、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

- 「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置
～ 別添「資料4」のとおり
- 感染拡大防止の取組
～ 別添「資料5」のとおり

〔北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
指揮室 企画班 電話：011-206-0368〕

「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえた重点措置

～特措法に基づくまん延防止等重点措置～

令和3年5月8日

対象区域

札幌市内

期間

令和3年5月9日(日)～5月31日(月)

実施内容

「札幌市医療非常事態宣言」を踏まえ、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、できる限り札幌市内における外出や移動を控えるなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6及び同法第24条により、道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する

【道民及び札幌市内に滞在している皆様への要請】（5月9日～）

（外出の際は）

◆不要不急の外出や市外への移動を控える(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は厳に控える(特措法第24条第9項)

（飲食の際は）

◆午後8時以降、飲食店等のみだりに出入りしない(特措法第31条の6第2項)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮に応じていない飲食店等の利用を控える(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える(特措法第24条第9項)

◆できる限り同居していない方との飲食を控える(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】（5月12日～）

期間

5月12日(水)～5月31日(月) (※)

※ 5月9日から5月11日までの間は、従来の「札幌市内におけるゴールデンウィーク特別対策」(特措法24条第9項に基づく要請)により、酒類提供時間は午前11時から午後7時まで、営業時間は午前5時から午後8時までとするよう要請中。

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(宅配・テイクアウトを除く)

〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない
(特措法第31条の6第1項)
- ◆営業時間は、午前5時から午後8時まで(特措法第31条の6第1項)
※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給【調整中】
- ◆次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインを遵守する
(特措法第24条第9項、特措法第31条の6第1項)
 - ・従業員への検査を推奨する
 - ・入場者の感染防止のための整理・誘導を行う
 - ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
 - ・手指の消毒設備を設置する
 - ・事業を行う場所を消毒する
 - ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置を周知する
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる
 - ・カラオケ設備の利用を自粛する

【まん延防止等重点措置区域に指定された場合の国の支援金基準額】

◆中小企業:1日あたり売上高に応じて 3万円～10万円

◆大企業:1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

【イベントの開催についての要請・協力依頼】(5月11日～)

〔開催要件(特措法第24条第9項)〕

期間

5月11日(火)～5月31日(月)(※1)

※1 5月8日から5月10日までは周知期間とし、遅くとも5月11日から適用する。
周知期間終了時点(5月10日)までにチケット販売が開始されたイベントについては、従来のとおり、収容率50%以内であれば、5,000人を超え、また午後9時を超えることができる。
5月11日以降、チケット販売が開始されるイベントは、以下の人数上限及び収容率以内とし、午後9時までとする。

人数上限

5,000人以下

収容率

大声での歓声・声援等が想定されるもの
ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、
ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等

50%(※2)以内
(席がない場合は
十分な間隔)

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの
・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演
芸、公演・式典、展示会等
・飲食を伴う発声がないもの(※3)

100%以内
(席がない場合は
適切な間隔)

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

開催に あたっての 要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆営業時間は午後9時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)・北海道コロナ通知システムの導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する(特措法第24条第9項)

【事業者への要請・協力依頼】（5月9日～）

- ◆経済団体と連携し、時差出勤等をはじめ、テレワークや休暇の取得促進により、接触機会の低減について、一層の徹底を図る（目標：札幌市内において出勤者数の7割削減を目指す）（協力依頼）
- ◆業種別ガイドラインを遵守する（特措法第24条第9項）
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する（特措法第24条第9項）
- ◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、午後8時以降、夜間消灯する（協力依頼）

【交通事業者への協力依頼】（5月12日～）

- ◆市営交通（地下鉄・市電）における終電の繰上げや主要ターミナル（大通駅、さっぽろ駅）における検温を実施する（協力依頼）
- ◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する（協力依頼）

【学校への要請】（5月9日～）

- ◆衛生管理マニュアル（R3.4.28改訂）に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する（特措法第24条第9項）
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を中止、延期、縮小する（特措法第24条第9項）
- ◆部活動について、学校が必要と判断する場合（※）を除き、原則休止する（特措法第24条第9項）
※具体的には、十分な感染症対策が講じられている大会やコンクール等への参加及び当該の大会等への参加に向けた練習について、学校が必要と判断した場合（大会・コンクール等への参加や参加に向けた練習は、必要なものに厳選）
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する（特措法第24条第9項）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①】（5月12日～）

対象施設

- 劇場、観覧場、映画館又は演芸場など
- 集会場又は公会堂など
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
- ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）

要請・ 協力依頼 内容

- ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない（協力依頼）
- ◆営業時間は午後8時（イベント開催の場合及び映画館は午後9時）までとする
（特措法第24条第9項）
- ◆人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内
（特措法第24条第9項）
- ◆入場者の整理誘導等を徹底する（特措法第24条第9項）
- ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（協力依頼）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②】（5月12日～）

対象施設

- 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など
- 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など

要請・協力依頼内容

- ◆ 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆ (1000㎡超の場合)営業時間は午後8時(イベント開催の場合は午後9時)までとする(特措法第24条第9項)
- ◆ (1000㎡以下の場合)営業時間は午後8時(イベント開催の場合は午後9時)までとする(協力依頼)
- ◆ 人数上限5,000人、かつ、収容定員 大声なし100%以内、大声あり50%以内
(特措法第24条第9項)
- ◆ 入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】（5月12日～）

対象施設

- スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなど、
- 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など
- スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業など
- 大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店など

要請・協力依頼内容

- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む)を行わない(協力依頼)
- ◆(1000㎡超の場合)営業時間は午後8時までとする(特措法第24条第9項)
※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店などのうち、生活必需物資を除く
- ◆(1000㎡以下の場合)営業時間は午後8時までとする(協力依頼)
※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店などのうち、生活必需物資を除く
- ◆入場者の整理誘導等を徹底する(特措法第24条第9項)
- ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する(協力依頼)

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・働きかけの対象外

なお、札幌市内の道立及び市立施設は、原則、休館とする

まん延防止等重点措置を踏まえた 感染拡大防止の取組

令和3年5月8日

対象区域

札幌市を除く、全道域

期 間

令和3年5月9日(日)～5月31日(月)

実施内容

札幌市におけるまん延防止等重点措置の実施及び医療非常事態宣言の発令を踏まえ、できる限り札幌市との往来を控えるほか、手洗い、マスク着用といった基本的な感染防止行動を実践するなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条により、道民等に対する協力要請を行う

- I. 感染防止行動の実践(道民の皆様等に対する協力の要請)
- II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等
- III. 感染拡大の予兆の探知等
- IV. 予兆に対する迅速な対応

I. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

○札幌市との不要不急^(※1)の往来は控える。

※1 具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても混雑している場所や時間を避けて行動してください。

○「緊急事態宣言」^(※2)及び「まん延防止等重点措置」^(※3)の対象都府県との不要不急の往来は控える。

※2 東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（R3.5.12現在）

※3 埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県（R3.5.12現在）

○体調が悪いときには、外出を控える。

○重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。

1. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

2 飲食の際には

- 業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- 業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践を進める。
- 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- テレワークや時差出勤を推進する。
- 特に石狩振興局管内の事業所等においては、まん延防止等重点措置における要請や協力依頼の内容を参考にしながら、感染防止対策を徹底する。

II. 行動変容の定着に向けた普及啓発等

道の取組

【ターゲットに応じた普及啓発等の実施】

道民向け情報発信

- ・北海道ゆかりの著名人のアナウンスによる普及啓発
- ・集団感染事例をまとめた事例集の活用
- ・マンガ・イラスト・SNSを活用した普及啓発
- ・地域の感染状況に応じた振興局毎の注意喚起

飲食の場面における情報発信

- ・新北海道スタイルを実践している店舗等の取組（好事例）などの発信
- ・飲食店の利用客に対する「黙食」等の呼びかけ

〔振興局毎の取組〕

- ・繁華街の飲食店への個別訪問などによる感染防止対策の取組徹底
- ・飲食店などを対象とした勉強会の実施、啓発資材の配布

移動の場面における情報発信

- ・空港や駅などにおける交通事業者と連携した普及啓発
- ・同居者をはじめとした少人数による移動の呼びかけ
- ・移動先における「黙食」等の呼びかけ

早期探知に向けた対応

- ・隠れた感染源を早期に見つける積極的疫学調査の実施
- ・繁華街等における無症状者に焦点を当てた「モニタリング検査」の実施
- ・高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合の迅速で幅広い検査の実施

変異株に対する監視体制の強化

- ・道立衛生研究所及び道立保健所における変異株のスクリーニング検査の実施等

ワクチン接種体制の構築等

- ・市町村や医師会、医療機関等との連携による円滑なワクチン接種体制の構築
- ・医療従事者等への接種の実施体制の構築
- ・医学的知見が必要な専門技術的相談体制の確保

IV.予兆に対する迅速な対応

【集団感染への対応】

感染拡大防止体制の構築

- ・ 現地対策本部・現地支援対策本部の迅速な設置
- ・ 北海道感染症広域支援チームの迅速な編成・派遣
- ・ 国、都道府県、関係団体等と連携した専門家、医師、保健師、看護師、介護職員等の派遣

検査、入院調整等の実施

- ・ 衛生資器材の確保
- ・ 感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・ 離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・ 検体採取用車両の積極的な活用
- ・ 感染の拡大が見られる地域では感染者が発生していない施設の検査も実施
- ・ 精神保健福祉センターによる施設職員等への心のケア等による施設機能の維持・確保の支援

IV.予兆に対する迅速な対応

【感染拡大への対応】

①モニタリングと注意喚起等の実施

振興局ごとの感染状況についてモニタリングを行い、感染の拡大傾向が認められる場合には、振興局において、地域の実情に応じて住民に対する注意喚起や繁華街での感染防止対策を実施する。

②地域を限定した措置の実施

①の注意喚起等を実施しても、感染の拡大が認められる場合には、次の状況を総合的に勘案し、期間を設定して、特定の地域や業態を対象とした外出自粛などの強い施策を講じる。

- ・当該地域における感染拡大が他地域に波及する可能性が高いか
- ・当該地域における感染の広がりが続いているか
- ・医療提供体制等への負荷が高まっているか